失効年月日　発行年月日　旅券番号
平成27年10月14日　2012年9月12日　TZ0807838

○財務省告示第三百三十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年十月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

銘柄	買入消却実行日	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
分離利息振替国債　平成五十年九月二十日	平成二十七年九月十四日	三百万円	七十三円八銭

○財務省告示第三百三十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年十月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	買入消却実行日	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（二十年）	第百三十六回	平成二十七年九月十四日	四千二百万円	百円

○財務省告示第三百三十八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十七年九月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年十月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第二十三回	一億円	百一円二十九銭
〃	第二十五回	一億円	百円六十九銭
〃	第三十七回	百億円	九十九円九十五銭
〃	第三十八回	百八十六億円	百一円五十九銭
〃	第四十回	十億円	百三円九十銭
〃	第四十二回	百五十億円	百二円八十九銭
〃	第四十五回	百五十億円	百二円九十五銭
〃	第四十六回	一億円	百三円七十四銭
〃	第四十八回	一億円	百六円九銭
合計		六百億円	

○農林水産省告示第二千三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山形県米沢市大字綱木字石子沢二八四の一九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡飯豊町大字岩倉字天屋沢八六五の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年九月二十日農林水産省告示第千四百九十六号（一に係るものに限る）、平成九年六月二十六日農林水産省告示第九百八十七号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市東祖谷大西八二の二、二五三の二、東祖谷奥ノ井八六の一、八六の三、西祖谷山村重末六六九の三、西祖谷山村徳善一一、一二、二六の一から二六の三まで、西祖谷山村東山二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）